

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第46号**

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和29年鳥取県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
様式第13号（第10条関係） と畜検査申請書  1・2 略 3 検査を受けようとする獣畜の種類並びに牛以外の獣畜にあつては性別、品種、年齢、毛色及び産地、牛にあつては性別、品種、月齡、出生年月日、毛色、産地及び個体識別番号 4～6 略 と畜場法施行令第7条の規定により上記のとおり申請します。  年 月 日  申請者 氏名  職 氏 名 様  <u>備考 個体識別番号とは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第1項に規定する番号をいう。</u>	様式第13号（第10条関係） と畜検査申請書  1・2 略 3 検査を受けようとする獣畜の種類、性別、品種、年齢、毛色及び産地 4～6 略 と畜場法施行令第7条の規定により上記のとおり申請します。  年 月 日  申請者 氏名  職 氏 名 様

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。